**議会運営委員会記録**

令和6年12月5日（木）

開議　 16 時 50 分

閉議　 17 時 16 分

全員協議会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長

議　題

1　令和6年12月浜田市議会定例会議について

⑴　追加付議事件及び付託案について　　 資料1-1、1-2

⑵　その他

2　ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について　　　　　　　　 資料2-1、2-2

3　浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例における欠席事由の運用に係る

申し合わせ事項について 　　　　　　　　　　　　　　　 資料3-1、3-2

4　その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　16 時 50 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1　令和6年12月浜田市議会定例会議について

⑴　追加付議事件及び付託案について

○柳楽委員長

資料1-⑴を参照されたい。付議事件の追加分について執行部から説明をお願いする。

○総務部長

12月定例会議に追加提案する付議事件について説明する。追加提案を予定しているのは条例3件、補正予算5件の合計8件の付議事件と、報告が1件である。

概要を説明する。議案第78号から議案第80号までの条例議案の説明は、別冊資料の提案条例説明資料で行う。

議案第78号 浜田市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例についてである。令和6年人事院勧告及び令和6年島根県人事委員会勧告を考慮し、特定任期付職員の給与月額や期末手当の支給割合、一般職の職員の給料表、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の支給割合、会計年度任用職員の給料表について一括で所要の改正を行うものである。改正する条例は、浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、浜田市職員の給与の支給に関する条例、浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の3条例である。概要としては、第1条の浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正では、特定任期付職員の給料月額、期末手当の改定を行う。第2条の浜田市職員の給与の支給に関する条例の改正では、職員の給料月額、医師の初任給調整手当、期末、勤勉手当の改定を行う。第3条の浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正では、職員の給料月額の改定を行う。施行期日は公布の日としている。また、適用期日は、期末、勤勉手当の改正規定は令和6年12月1日、それ以外の改正規定は令和6年4月1日としている。

議案第79号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてである。令和6年人事院勧告、令和6年島根県人事委員会勧告、一般職の給与改定等を考慮し、期末手当の支給割合について所要の改正を行う。概要としては、期末手当の支給割合を0.05月増の年間3.45月とするものである。施行期日は公布日からとしている。また、適用期日は令和6年12月1日としている。

議案第80号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてである。改正の概要としては議案第79号と同様である。

議案第81号 令和6年度浜田市一般会計補正予算（第6号）については、別冊の説明資料で説明する。

1の編成概要について、今回の補正予算は、議案第78号、第79号、第80号で提案した条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員を含む職員の人件費、議員の人件費、特別職の職員の人件費及び各特別会計及び下水道事業会計に対する繰出金について調整を行うとともに、人事異動等による調整を行うものである。2の予算規模は、補正額は2億4,513万6千円の増額で、補正後の予算額は405億8,590万9千円としている。3の補正事項は説明資料のとおりである。

2ページの1番の歳入歳出決算総括表の歳入についても、説明資料のとおりとなっている。

次に歳出については、3ページの2番の事業別の補正事項を参照されたい。整理番号ごとの説明は省略するが、議員の人件費については議案第79号で説明した人件費の調整を行うもの、特別職の職員の人件費については議案第80号で説明した人件費の調整を行うもの、また会計年度任用職員を含む職員の人件費については議案第78号で説明した人件費の調整を行うとともに、併せて人事異動等による調整を行うものである。このほか各特別会計及び下水道事業会計に対する繰出金については、一般会計と同様に各会計において人件費の調整を行うものである。

続いて議案第82号 令和6年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についても、別冊の説明資料で説明する。今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整で、補正額は846万6千円の減額、補正後の予算額は58億4,767万4千円である。

続いて議案第83号 令和6年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についても、別冊の説明資料で説明する。今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整で、補正額は1,142万2千円の増額、補正後の予算額は10億2,735万3千円である。

続いて議案第84号 令和6年度浜田市水道事業会計補正予算（第2号）についても、別冊の説明資料で説明する。今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整で、補正額は収益的支出が287万7千円の増額で、補正後の予算額は18億5,279万円、資本的支出が34万円の増額で、補正後の予算額は17億4,778万円である。

続いて議案第85号 令和6年度浜田市下水道事業会計補正予算（第2号）についても、別冊の説明資料で説明する。今回の補正は、給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整で、補正額は収益的収入及び支出の収入が683万9千円の減額で、補正後の予算額は9億9,138万5千円、支出が685万5千円の減額で、補正後の予算額は9億9,940万4千円である。資本的収入及び支出の収入が393万円の増額で、補正後の予算額は

18億421万8千円、支出が393万円の減額で、補正後の予算額は21億6,070万1千円となっている。

報告第24号は、事故の損害賠償額の決定に係る専決処分である。公用車運転中の事故による損害賠償の額を決定するものである。損害賠償の額は5万2,040円、損害賠償の相手方は記載のとおりである。専決日は令和6年11月21日である。

○柳楽委員長

続いて付託案について事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料1-⑵を参照されたい。先ほど説明いただいた議案については12月9日月曜日の追加提案である。市長提出議案は全部で8件で、条例3件は総務文教委員会に付託、補正予算5件は予算決算委員会に付託を予定している。報告事件については諸般の報告での報告になる。

12月9日の流れを補足する。10時に開会し、追加議案の提案説明を行い、10分程度議案熟読のため休憩を入れる。その後再開して全ての議案の質疑、委員会付託である。以前も申したが、議案58号のみ討論、その後引き続き採決という流れである。

○柳楽委員長

この件について何か確認があるか。

（　「なし」という声あり　）

⑵　その他

○柳楽委員長

執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

では執行部は退席されて構わない。

（　執行部退席　）

2　ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について

○柳楽委員長

資料2-⑴を参照されたい。いただいた意見の中で1件について、議会広報広聴委員長から、当委員会で対応を協議するよう依頼があった。資料2-⑵は、以前に同様の意見をいただいた際の回答である。今回、資料2-⑴の3ページ目に、正副委員長で回答案を作成した。副委員長が回答案を読み上げる。

○永見副委員長

回答案を読み上げる。「ご意見ありがとうございます。議員報酬につきましては、市長の諮問機関である『浜田市特別職報酬等審議会』において審議することとなっております。なお、今年度からは審議会の答申により、これまで年間10万円だった政務活動費を24万円に増額し、これにより、さらに各議員が調査・研究活動に積極的に取り組み、政策提案等に活用しているところです。引き続き、議会や議員の活動の見える化に努め、活動してまいります。」

○柳楽委員長

副委員長から読み上げてもらった回答案に対して、皆からの意見があれば伺いたい。

（　「なし」という声あり　）

それではこの内容で決定し、議会広報広聴委員会へ報告したい。

3　浜田市議会会議規則及び浜田市議会委員会条例における欠席事由の運用に係る申し合わせ事項について

○柳楽委員長

このことについては前回少し話をさせてもらったが、委員会活動等が活発化する中で、以前と比べて欠席が増えていると感じていることから、今回この議題を取り上げた。

資料3-⑴を参照されたい。浜田市議会では令和3年3月に会議規則と委員会条例の改正を行い、欠席事由等について記載のように規定している。

次ページからは、その際の全国市議会議長会からの改正内容の考え方や改正後の運用についての通知文である。会議規則では「議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない」と規定したが、これまでその欠席事由の運用についてしっかりと定めたものがなかった。欠席事由を明確化し、議員が適切に運用できるよう、また共通認識を持っていくために申し合わせ事項を定めたほうが良いと考え、今回の案を作成した。

本日はこの案を提示し、会派での協議結果を持ち寄ってもらい、12月定例会議の最終日の当委員会で決定できればと考えている。

それでは資料3-⑵を参照されたい。欠席事由の運用に係る申し合わせ事項についての素案である。事務局から説明をお願いする。

○下間局長

委員長からあったとおり、会議規則等を改正して欠席事由を具体化したが、例えば本会議や委員会を欠席してまで認められる公務とは何か、疾病のための欠席とはどういうものか、また、これが一番悩ましいのだが、その他やむを得ない事由とはどういうものか、といったことを定めたものは現在ない。もう少し具体的に明記することによって、議員ごとに解釈の仕方や対応が異なることがないよう、トラブルを未然に防ぐ意味合いから申し合わせ事項を定めるものである。

一つ一つの説明は省略するが、大きく五つの項目を立てて作成した。⑴の公務のための欠席では、想定される事例をいくつか挙げている。この程度かと思うが、このほかに気になることがあれば挙げてもらいたい。

⑵の疾病のための欠席等には病気やけががあるが、定期的な治療通院も記載が必要と考え、通院も入れた。

⑶の育児、看護、介護については、基本的には議員の家族に対する育児等だが、最近の居住形態の多様化もあるので、家族だけに限るものではないと、少しやわらかくしている。

⑸のその他やむを得ない事由で、想定される事例に、忌引き、災害、交通途絶、認められない事由として、所用のためや家事都合などを書いている。この部分をどこまで詳細に規定するか。会議よりも先に予定が決まっていた視察や研修等をどう考えるのかといった点も会派で考えてもらいたい。そういったところまで明文化するのかということを協議していただきたい。

2番目の欠席等の日数及び欠席等の期間の運用についても、読んでいただければと思うが、職員の場合は勤務時間や勤務日が定められているので日数が決まっているが、議員にはそういうものがないので、あえて何日という具体的な数字は入れていない。それで良いのか、職員に準ずるようなことをするのかも考えていただければと思う。

⑶では、疾病のための欠席等が長期に及ぶ場合、また出産のため欠席する場合は医師の診断書など、欠席等の期間が分かるものを提出すると書いているが、そういうことも必要かどうかを協議していただきたい。

3番目の欠席等の期間中の議員活動についてだが、⑴は全国市議会議長会からの通知文に記載してある内容である。朱書きで見え消ししている部分もそのまま通知文にあるが、この文章は産前産後休暇だけに当てはまる内容ではないと考えており、朱書き部分は消しても良いのではないかと思っている。そういうところも協議していただきたい。また、朱書きで研修受講をあえて入れたが、そのまま入れて良いかも見ていただきたい。⑵は浜田市独自の記載で、オンライン会議で委員会や全員協議会には参加できるため、そういうことを入れた。

4番目の欠席期間中の議員報酬については、浜田市は早い段階で、議員報酬等の特例に関する条例を平成25年に作っている。長期間にわたって欠席した場合に報酬を減額する規定を設けている。

5番目のその他は、本会議や委員会だけではなく、全員協議会や議員派遣などを欠席する場合もこの申し合わせ事項を当てはめることが書いてある。資料3-⑴も併せて見ていただき、会派で協議していただきたい。

全議員に関わる内容で、浜田市議会の申し合わせとして明記するか悩ましいところも多い。全国市議会議長会からも、各市の実情に応じてと言われているので、持ち帰って、この素案を基に追記や削除する部分等をご協議いただき、最終的に議会運営委員会で決定していただければと思うのでよろしくお願いする。

○柳楽委員長

皆から何か確認しておきたいことがあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは先ほどの確認事項等を踏まえて、この案を基に文言の追加または削除、修正等について各会派でご協議いただき、最終日の議会運営委員会で協議したい。

なお、事務局からこの案をデータで送ってもらうので、そこに修正や追加などを直接書き込んでいただき、12月13日金曜日の正午までに事務局へ提出をお願いしたいが、よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

それではそのようにお願いする。

4　その他

○柳楽委員長

そのほかに委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは次回の議会運営委員会の日程を確認したいが、暫時休憩する。

〔　17 時 13 分　休憩　〕

〔　17 時 15 分　再開　〕

○柳楽委員長

委員会を再開する。次回の議会運営委員会は12月18日水曜日の石見神楽振興議員連盟の会合が終わった後に、第4委員会室で開催する。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　17 時 16 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子